

## 集団的自衛権の行使に関する意見書

憲法第9条で禁じられている集団的自衛権の行使に関して検討するために設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の初会合が5月18日に開かれた。

安倍総理大臣は、(1)公海上で米軍の艦隊が攻撃されたとき援護する、(2)米軍向け弾道ミサイルを迎撃する、(3)PKO（国連平和維持活動）で他国チームを援護する、(4)補給、医療などの他国の国際活動を支援する、の4つのケースで自衛隊が行動することは集団的自衛権の行使に当たるか否かの検討を懇談会に付託している。

これまで歴代の政府は、集団的自衛権の行使は憲法に違反するとの見解を堅持してきた。のみならず、個別的自衛権についてもその行使には、(1)我が国への急迫不正の侵害、(2)他に適当な手段がない、(3)必要最小限度の実力行使とする、という厳格な制約を課している。

集団的自衛権の行使は憲法上許されないという見解と個別的自衛権行使の厳しい制約は、憲法第9条に基づいた当然の対応であり、アジア各国との友好関係を確立し、相互信頼のきずなを深め、ひいては世界平和の構築に貢献していくためには今後も絶対に堅持すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」がいかなる結論を出そうとも、政府はこれまでの立場を堅持し、憲法上、集団的自衛権の行使については絶対に容認すべきではないことを強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月27日

三鷹市議会議長 石井良司